

ジャパン・ロボティクス株式ファンド (1年決算型)/(年2回決算型)

地域振興に留まらず 日本の将来も担う「ロボット特区」

政府はロボット新戦略の一環として、福島県浜通り地域を次世代ロボットの実証拠点とし、ロボット分野のテストフィールド(実地検証施設)や、研究開発施設の整備などを行なうことを決定しました。テストフィールドの整備にあたっては、各種の規制を緩和する特区(制度)が活用されました。

特区(制度)とは

特区とは、地域の活性化を図るために各地方自治体が区域を定め、規制を例外的に緩和し、事業を行ないやすい環境を整える制度であり、小泉政権下の2003年に「構造改革特別区」が始められました。

その後、地域振興策の一環として特区は増加しました。また、2011年の東日本大震災を受け、その復興政策の一つとして、国家を挙げて先駆的で戦略的な挑戦を後押しするために、必要とされる規制緩和や特別措置を省庁横断的に実施する「総合特区」制度が導入されました。さらに、アベノミクスにおける3本目の矢として、岩盤規制の打開を目指す「国家戦略特区」制度が始まるなど拡大しています。

特区には、農業や流通、医療といった規制が多い分野や、観光など地域振興の分野が比較的多いものの、先端技術を研究する分野にも特区が設けられています。ここでは、ロボティクスに関連する「ロボット特区」と称される制度についてお話しします。

「特区の必要性和実際の運営」

社会で活躍が期待されるサービスロボットは、一般に、閉鎖空間で人と離されて活動する産業用ロボットとは異なり、人間との共生が基本要件となることから、その有用性のみならず安全性の立証のために公共空間での実証実験が不可欠です。ただ、集う人々の安全を守るために、公共の場には各種の規制が設けられており、実証実験をしたくても出来ない事情があります。



この問題を解決するために、いわゆる「ロボット特区」においては、実証実験のハードルとなる道路交通法、建築基準法、薬事法、電波法など規制の緩和や、研究機関に対し社会制度の弾力運用、税制や利子補給といった金融支援などを実施しています。

冒頭にお伝えした福島県浜通りのケースでは、道路使用許可手続きの簡素化、電波の送信出力制限の緩和、飛行空域制限の緩和などが実施されています。



「ロボット特区」が握るロボティクスの将来

ロボット特区の例

●搭乗型移動支援ロボット

「つくばモビリティロボット実験特区(茨城県つくば市)」、「羽田空港ロボット実験特区(東京都大田区)」、「豊田市立ち乗り型パーソナルモビリティ実験特区(愛知県豊田市)」では、中心市街地や空港内、観光地周辺などにおいて、搭乗型移動支援ロボットなどのモビリティロボットの有効性や、歩行者などとの親和性、加えて社会における受容性などについて実証実験を行なっています。

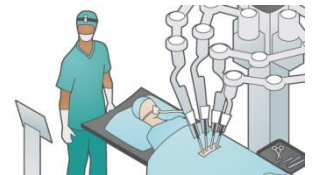


●災害対策、高齢者支援型ロボット

「さがみロボット産業特区(神奈川県相模原市周辺)」では、災害時の要救護者の捜索や高齢化社会における介護負担の増加など、直面する課題を解決し生活の安全・安心の実現と地域経済の活性化を図るために、“災害対応型”、“高齢者支援型”、“介護・医療型”のロボットの開発を行なっています。

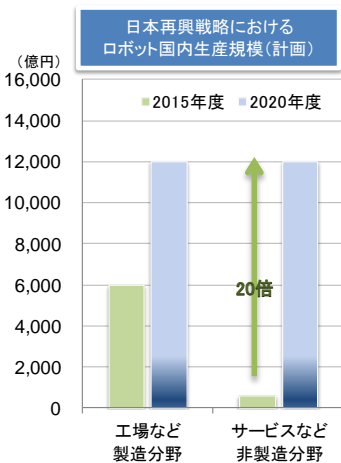
●医療・介護ロボット

「関西イノベーション国際戦略総合特区(近畿2府1県2市)」では、内視鏡ロボット、医療介護ロボット、自律搬送ロボット、モビリティロボットなどの開発を促進しています。また、「ロボット開発・実証実験特区(福岡県ほか2市)」では、公道でのロボット実証実験に際し、道路使用許可手続きの円滑化を進め、2004年以降、公道での実証実験を行なっています。



ロボティクス事業の明るい未来のために

産業用ロボット分野では、米国や欧州が健闘すると共に、最近では中国が激しく追いついてくるなど、競争が激しくなっていますが、日本は高い世界シェアを維持しています。



一方、サービスロボットと呼ばれる介護ロボットや搬送用ロボットなどは、早晚、実用化が見込まれ、市場拡大が期待されます。また、自動運転車や無人搬送機など、既存の輸送機器産業の延長ながら、従来の改良・改善では参入できない事業も目覚ましい台頭を見せています。

日本は、こうした分野の技術力はあるものの、実用化の面で欧米の後塵を拝する状況です。これに対して政府は、成長戦略の柱の1つに、「ロボットによる産業革命」を盛り込み、2020年までに非製造分野のロボット市場を20倍にする目標を立てるなど、国を挙げて体制強化を図っています。

サービスロボットの商品化には公共空間での実証実験を重ねる必要があります。規制を緩和した「特区」の充実がカギを握ると考えられます。現状、規制緩和などによる地域振興の色合いが濃い特区ですが、今後は日本のロボティクス事業の将来を担う大きな存在になると期待されます。

※上記は過去のものおよび予想であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

ファンドの特色

特色 1 日本の株式の中から、主にロボティクス関連企業の株式に投資を行ないます。

- 今後の成長が期待されるロボティクス関連企業の株式を中心に投資を行なうことにより、中長期的な信託財産の成長をめざします。
- 産業用やサービス用などのロボットを製作する企業のみならず、ロボット関連技術であるAI(人工知能)やセンサーなどの開発に携わる企業や、ロボティクス関連技術を活用する企業にも投資を行ないます。
- 今後のロボティクス関連市場の拡大によって、より大きな成長が期待される中小型株式や新興企業の株式も投資対象とします。

特色 2 銘柄選定は、日興アセットマネジメントが徹底した調査に基づいて行ないます。

- ポートフォリオの構築にあたっては、日興アセットマネジメント独自の調査力を活用して、銘柄の選定や投資比率の決定を行ないます。

特色 3 (1年決算型) 年1回、決算を行ないます。 (年2回決算型) 年2回、決算を行ないます。基準価額水準が1万円(1万口当たり)を超えている場合には、分配対象額の範囲内で積極的に分配を行ないます。

- 1年決算型は、毎年1月24日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。
 - 年2回決算型は、毎年1月24日、7月24日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。
- ※ 分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行なわない場合もあります。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

●リスク情報

投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様へ帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

主なリスクは以下の通りです。(詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。)

【価格変動リスク】【流動性リスク】【信用リスク】【為替変動リスク】【有価証券の貸付などにおけるリスク】

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

●その他の留意事項

- 当資料は、投資者の皆様へ「ジャパン・ロボティクス株式ファンド(1年決算型)／(年2回決算型)」へのご理解を高めさせていただくことを目的として日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 分配金は、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した運用収益を超えて支払われる場合があります。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- 投資信託の運用による損益は、すべて受益者の皆様へ帰属します。当ファンドをお申込みの際には、投資信託説明書(交付目論見書)などを販売会社よりお渡ししますので、内容を必ずご確認の上、お客様ご自身でご判断ください。

当資料は、投資者の皆様へ「ジャパン・ロボティクス株式ファンド(1年決算型)／(年2回決算型)」へのご理解を高めさせていただくことを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境の変動や運用成果などを保証するものではありません。

●お申込メモ

商品分類	追加型投信／国内／株式
ご購入単位	購入単位につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
ご購入価額	<当初申込期間>1口当たり1円 <継続申込期間>購入申込受付日の基準価額
ご購入のお申込期間	<当初申込期間>2016年1月12日～2016年1月28日 ※当初申込期間以降もお申込みいただけます。
信託期間	2026年1月26日まで(2016年1月29日設定)
決算日	【1年決算型】毎年1月24日(休業日の場合は翌営業日) 【年2回決算型】毎年1月24日、7月24日(休業日の場合は翌営業日)
ご換金代金のお支払い	原則として、換金請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

●手数料等の概要

お客様には、以下の費用をご負担いただきます。

<お申込時、ご換金時にご負担いただく費用>

購入時手数料	購入時手数料率(スイッチングの際の購入時手数料率を含みます。)は、 <u>3.24%(税抜3%)</u> を上限として販売会社が定める率とします。 ※分配金再投資コースの場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、購入時手数料はかかりません。
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングが行なえない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<信託財産で間接的にご負担いただく(ファンドから支払われる)費用>

信託報酬	純資産総額に対して年率 <u>1.674%(税抜1.55%)</u> を乗じて得た額
その他費用	目論見書などの作成・交付および計理等の業務にかかる費用(業務委託する場合の委託費用を含みます。)、監査費用などについては、ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額が信託財産から支払われます。 組入有価証券の売買委託手数料、借入金の利息、立替金の利息および貸付有価証券関連報酬(有価証券の貸付を行なった場合は、信託財産の収益となる品賃料に0.54(税抜0.5)を乗じて得た額)などについては、その都度、信託財産から支払われます。 ※組入有価証券の売買委託手数料などは、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことはできません。

※当ファンドの手数料などの合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

●委託会社、その他関係法人

委託会社	日興アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号 加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、日本証券業協会
受託会社	三井住友信託銀行株式会社(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
販売会社	販売会社については下記にお問い合わせください。 日興アセットマネジメント株式会社 〔ホームページ〕 http://www.nikkoam.com/ 〔コールセンター〕0120-25-1404(午前9時~午後5時。土、日、祝・休日は除く。)

●投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

ジャパン・ロボティクス株式ファンド(1年決算型)

金融商品取引業者等の名称	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号	○	○	
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○	○	○
岡地証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第5号	○		
香川証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第3号	○		
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第46号	○	○	
第四証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第128号	○		

ジャパン・ロボティクス株式ファンド(年2回決算型)

金融商品取引業者等の名称	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号	○	○	
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○	○	○
岡地証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第5号	○		
第四証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第128号	○		

(資料作成日現在、50音順)